

# KOKOぶれす PRESS

## CONTENTS

- 子どもたち一人ひとりの幸せを願って.....2
- 子どもの権利アンケート結果・コラム.....3~9
- 知って良かった！子どもの権利.....10~11
- 専門家からのメッセージ.....12~14
- スポーツを楽しむために.....15
- 本の紹介／条例をめぐる小金井市の現状.....16

小金井の達人になって、子どもとの生活を楽しもう！

小金井市  
子どもの権利条例  
施行10年記念号

## “子どもの権利”を知って 子育て・子育てに役立てよう！！

どんな手がつないでる？ どんな手をつないでる？



### どの子ども尊重されて生きていますか？

# 子どもたち一人ひとりの幸せを願って

だんだん人間になるんじゃなくて、  
はじめから人間だよ～



## 生まれてきた全ての人々が持っている権利があります

日本国憲法では、人が生まれながらにして当然もつ、人間が人間らしく生きていくうえで不可欠な権利、基本的人権を保障しています。そして、人は一人ひとり違う個性をもつ個人として尊重されます。

国連で「子どもの権利条約」が1989年11月に採択されました。

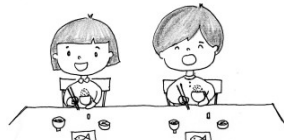
<採択30年>

※子どもの権利条約・・・子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約

18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

### 生きる権利

すべての子どもの命が  
守られること



### 育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、  
医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること



### 守られる権利

暴力や搾取、有害な労働  
などから守られること



### 参加する権利

自由に意見を表したり、  
団体を作ったりできること



出典：（公財）日本ユニセフ協会ホームページ

日本は「子どもの権利条約」を1994年4月に批准しました。

<日本批准25年>

※批准・・・条約を守ることを国として表明すること

「子どもの最善の利益」を実現するための国際的な約束として、憲法に次いで民法など他の法律より上の効力を持っています。

小金井市は「小金井市子どもの権利に関する条例」を2009年3月に施行しました。

<施行10年>

※条例・・・都道府県・市区町村などの地方自治体が、住民の権利や福祉のため独自に制定する区域内の法律条例があると、子ども施策を地域・自治体が総合的かつ継続的・安定的に推進していきます。小金井市の条例は、子どもの権利の視点にたった条例です。人間として当たり前の子どもの意思、欲求、気持ちに寄り添って、子どもが実際に活かせる地域の施策にしていくことが求められます。

子どもの権利条例は、  
どこの街にもあるわけ  
じゃないんだよ。  
小金井市、すごいね！

# みんなは知ってる？ 子どもの権利

## アンケート結果 発表します！

KOKOぶらねっとでは、2月～3月末に「みんなは知ってる？子どもの権利」のタイトルで小金井市の子どもの権利条例についてのアンケートを実施し、203名の方に回答していただきました。本当にありがとうございました。幅広い世代の方に回答いただき、子どもの権利に興味・関心を持つきっかけになった方も多数いらっしゃるようです。様々な回答がありました。ご紹介いたします。

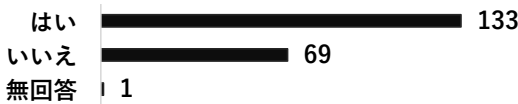
属性	年代	職業	一番下の子どもの年齢
母親 136	10代 1	保育士・幼稚園教諭(パート含む) 4	0～2歳 26
父親 11	20代 5	教員 9	3～5歳 45
祖母 17	30代 35	子ども・子育て関連施設スタッフ 3	小学校低学年(小1～3) 13
祖父 5	40代 74	会社員 28	小学校高学年(小4～6) 13
成年男子 6	50代 32	パート・アルバイト 35	中学校 11
成年女子 18	60代以上 55	専業主婦(夫) 61	高校年齢以上 65
その他 8		自営業 15	無回答・いない 30
		学生 4	
		その他 34	
		無回答 10	

居住地	属性
小金井市内 148	母親 136
小金井市外 54	父親 11

有効回答者数 203名

1. 小金井市に子どもの権利条例があるのを知っていますか？



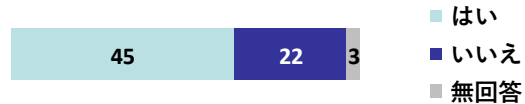
5. 小金井市の子育て・子育てに関する総合的な計画「のびゆく子どもプラン小金井」(小金井版エンゼルプラン)があるのを知っていますか？



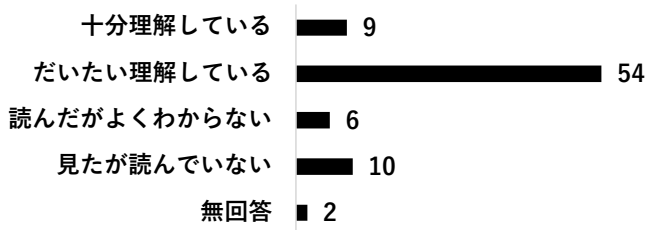
2. 小金井市子どもの権利条例のリーフレットを見たことがありますか？



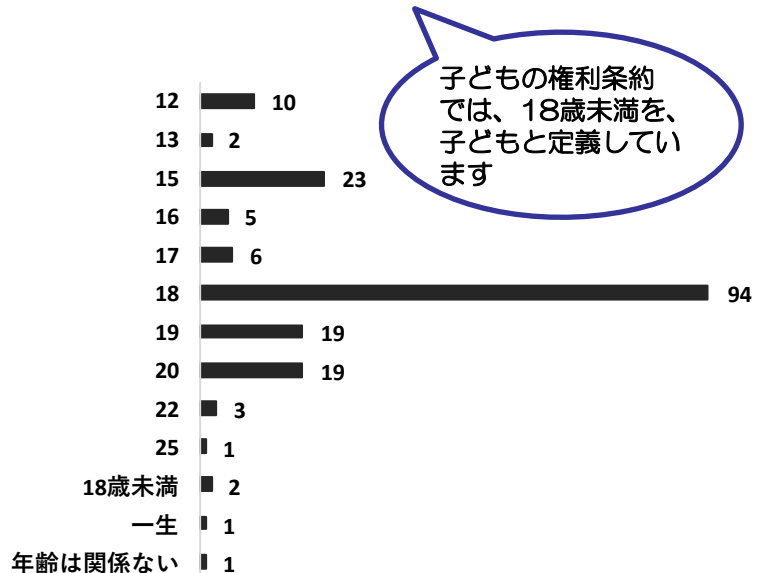
6. 前項(問5)で「はい」と答えた方、「のびゆく子どもプラン小金井」は子どもの権利を守ることをすべての基本として作られているのを知っていますか？



3. 前項(問2)で「はい」と答えた方、内容を理解していますか？



7. 何歳までが子どもだと思えますか？



子どもの権利条約では、18歳未満を、子どもと定義しています

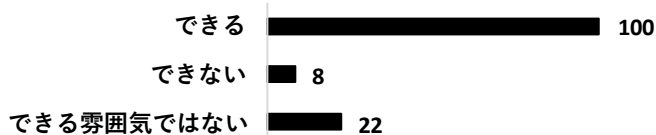
4. お子さんが小金井市の小中学校に通っている(た)方、小金井市の小中学校では子どもの権利条例のリーフレットが配られています。お子さんの学校では、配布のとき、子どもに説明がありましたか？



前項(問4)で説明があったと答えた方、どちらの小学校(または中学校)ですか？

南小学校

8. 子どもには休息する権利や遊ぶ権利があるのを知っていますか？ 13. お子さんがしている習い事では、子どもが指導者に質問したり、意見を言ったりすることはできますか？



9. 学校に行くことは子どもの義務ではなく権利だということを知っていますか？



14. お子さんがしている部活動では、子どもが指導者に質問したり、意見を言ったりすることはできますか？



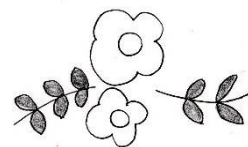
10. 不登校の子どもにも学習権が保障されなければいけないことを知っていますか？



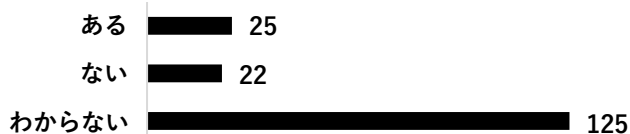
15. あなたのお子さんは、指導者から子どもの権利を侵害するような言動を受けたことはありますか？



11. 障がいのある子どもが、通常学級や特別支援学級や特別支援学校など、学びの場を選択する権利があるのを知っていますか？



12. 学校で、子どもたちが自発的に提案して実現した取り組みはありますか？



ある中学校では、生徒会の提案で、暑い時期は体操着での通学もできるようになったそうです。子どもたちの自主的な活動や主体的な判断は、きっと子どもたちの力になっていきますよね。ご自分のお子さんの学校での生徒会活動や、自主的な取り組みについて、聞いてみてはいかがでしょうか？

前項（問15）で「ある」と答えた方、どのようなことでしたか？

**【スポーツ関連】**

体罰、恫喝、試合にだしてもらえない／野球でエラーをすると、皆の前で罵倒された／野球部の顧問が代わり指導方法が真逆になり、朝練をなくされたり、練習を減らされ、結果意欲がなくなってしまった／サッカーの試合の後に、1時間にもわたって悪かった点を延々と説教され、反論ができる状態ではなかった／過去のチームでは、バカと言われたこともあります／中学校のバスケットボール部の顧問の先生が、子どもたちに「お前らの親が勘違いをするから、厳しく指導できない」と言った／少年野球の監督に差別を受け、親が監督にごまをすることが平然と横行していて、しない親の子は正当に評価してもらえない／チーム内で仲間はずれがあるようだと言え、ボランティアで監督をやっているのにそんなことまで言われても困る、そんなことを言うなら息子を試合で使わないと言われた／できないことばかり指摘され、頑張っていることを認めてもらえず、やめることになった。子どものやりたい気持ちがつぶれてしまった／おまえはいらない／人権を否定するような発言

**【保育・幼稚園・学校関連】**

泣き続ける子に対して、先生が自分のクラスの子ではないことを確認して立ち去った／抱っこしてほしくて泣いている2歳の子を抱き上げ「○○ちゃんは重いんだから、もう！」と言っていた／朝、子どもが挨拶しても、先生からの挨拶も笑顔もなかった／小1のとき、グループ学習で一人の子が先生に注意され、「連帯責任」でそのグループの子全員が給食を食べる時間を遅らされた／合唱でコンクールに向けて、部分的に口パクをするように指導された／子どもたちに意見を求めるもその意見を否定する。／小学校4年生の時、クラス内で、勉強ができるまで前に座らせられた／他の子に我が子の悪口を言う／言われたら嫌なこと。怒鳴られるときがある／支援級在籍ですが、小学校で交流で入るクラスに出向き前に立たされ名前と「よろしくお願ひします」と言うように指導された。通常級の子たちは名のらず…／人権を否定するような発言／我が家は通級に通っており手が少しかかります。通常時は普通級、週2コマ通級です。担任つたいに「校長、副校長から伝言で授業中等他の生徒に迷惑がかかるようであれば親が迎えに来て引き取るように」とのこと。子どもの授業を受ける権利はどうなるのでしょうか。一緒に考えましょうならまだしも一方的過ぎると感じました／指導方針に従わせようとする／校則を守るように一方的なきつい注意、指導があった(複数)／日の丸、君が代を拒否したら指導された

スポーツの取り組み サッカーの場合・・・

2013年4月25日、日本オリンピック委員会と日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟の5団体が「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた集い」を開催し、「暴力行為根絶宣言」が採択されました。

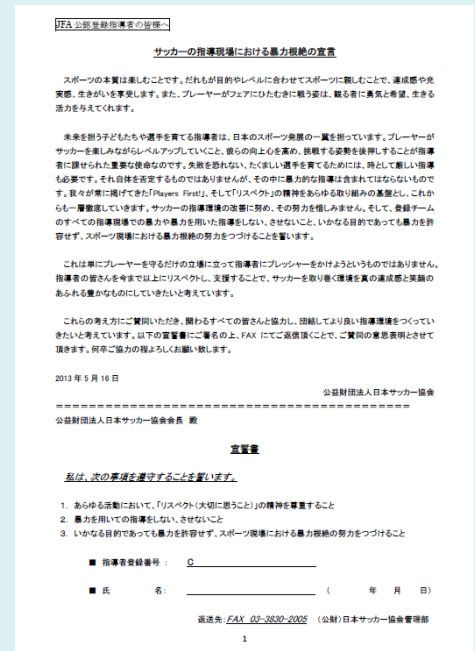


日本サッカー協会も同年2月からサッカーの指導現場における一切の暴力を根絶しようと、指導に携わる人たちに直接的にアプローチして、暴力根絶の「宣誓」をしてもらう取り組みを始めました。全国にいる指導者が、下記の項目を遵守する宣誓書にサインしています。

1. あらゆる活動において、「リスペクト(大切に思うこと)」の精神を尊重すること
2. 暴力を用いての指導をしない、させないこと
3. いかなる目的であっても暴力を許容せず、スポーツ現場における暴力根絶の努力をつづけること

他のスポーツはどうか？

サッカーの指導現場における暴力根絶の宣言



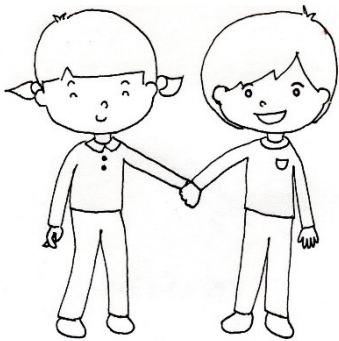
16. 子どもにも意見表明権がありますが、以下の中でどれがあてはまると思いますか？（複数回答可）

全て正解です

学級会や生徒会などで意見を言うこと	151
「だって」とか「ねえねえ」と話し始めること	100
自分の気持ちを伝えること	172
泣きながら訴えること	110
日々の生活の中で自分の考えを言葉にして伝えること	174

17. お子さんは、学校（PTA主催のものも含む）で何か人権について学んだことがありますか？

はい	25
いいえ	30
わからない	91



前項（問17）で「はい」と答えた方、どのようなことでしたか？

CAP講習会(複数)／子どもの権利、優しい虐待／基本的人権／いじめやセクハラにあったときに、はっきり「いやだ」と言うことが大事、と教えていた／授業の一環で／道徳や課題図書などの調べ物学習／人権講座／具体的には覚えてない／ユニセフの話／人権の標語を考えていた／わからない／スクールカウンセラーや電話相談など／子どもの権利条約のパンフを説明していた／ハンセン病について／途上国の子どもの環境、パラスポーツ選手の話、少年兵の話など／障害を持つアスリートの話

キャップ  
CAPってなあに？

CAPとはChild(子ども)Assault(暴力)Prevention(防止)の略で、「子どもへの暴力防止プログラム」のことをいいます。トレーニングを受けた資格を持つスペシャリストが、子どもには「子どもワークショップ」を、おとなには「おとなワークショップ」を行います。安心・自信・自由の権利があることを学び、いじめ・誘拐・性暴力へのロールプレイを通じて、自分を守る方法を学びます。CAPプログラムは、1978年にアメリカのWomen Against Rapeの女性たちの手によって作られました。日本へは1985年に森田ゆりさんによって紹介され、現在日本各地で100以上のグループがCAPのワークショップを開いています。

東小学校の取り組み

なんと、20年も続ける東小！

東小学校では、CAPプログラムを1999年から毎年、学校とPTAの企画行事として、3年生の児童を対象に、授業時間内に担任の先生と一緒に実施しています。おとなワークショップは3年生以外の保護者も参加出来ます。

CAPのおとなワークショップを受講した、東小の保護者の皆さんの感想です

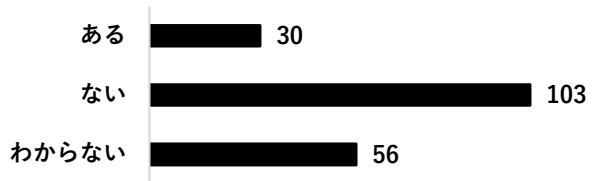
- ・子ども同士で話題になっていた時期がある(これっていけないよね?という気づき)
- ・子どもが「お母さんだけでなく別の人に相談してもいいんだね」と言っていた
- ・子どもが自分で気づけるワークショップだったのが良かった
- ・子どもが話しやすい環境を作りたい。子どもの話の聞き方を変えたい
- ・自身の子どもへの態度を改めて考えさせられた
- ・自分が小学生の時に受けたかった
- ・何年か経つと忘れてたり気をつけなくなるので、定期的に受講したいと思った

子どもが暴力に直面した時、自らを守る術をあらかじめ持っているのは心強いですね。そして、おとなも子どもからの訴えをきく心構えを持つておくことは大切なことなのではないでしょうか。CAPの取り組みがもっと広がったら良いのになあと思います。

- ・「NPO法人CAPセンター・JAPAN」のHP <http://cap-j.net/program>
- ・CAPプログラムを絵本で紹介「あなたが守る あなたの心・あなたのからだ」童話館出版 作・森田ゆり 絵・平野恵理子
- ・森田ゆりさん: 米国と日本で、多様性人権啓発、子ども・女性への虐待防止専門職の養成に30年以上携わる



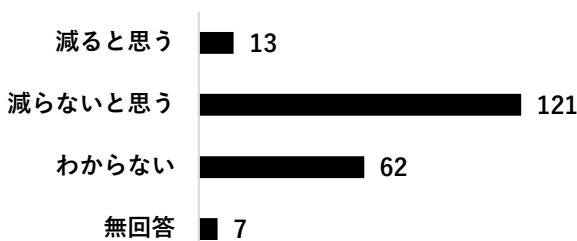
20. あなたのまわりで、子ども自身が悩んだり困ったりしたとき、子どもだけでどこかに相談したというのを聞いたことがありますか？



18. 道徳が教科化され、評価されることを知っていますか？  
(小学校2018年度から・中学校2019年度から)



19. 道徳の教科化の目的の一つにいじめ防止があるようですが、いじめは減ると思いますか？



前項(問20)で「ある」と答えた方、それはどこですか？

スクールカウンセラー／保健室の先生／校長先生／地域の遊び場のスタッフ／児童館／年上の近所の友だち／教育相談所／カウンセリング研究所／担任以外の先生／担任／チャイルドライン／子どものための電話相談／いのちの電話／学校／子どもSOSへ手紙を書く／小金井学習センター／通信制高校のキャンパス

チャイルドラインは、18歳までの子どものための電話です。  
電話番号 0120-99-7777  
毎日午後4時～午後9時  
※詳細はHPをご覧ください

チャイルドライン  で検索!



## 知っていますか？～子どもオンブズパーソン～

子どもの相談先として、自治体によっては、子どものためのオンブズパーソン制度があります。全国35の自治体(2018年9月現在の設置数)に設置されています。

いじめ・差別・体罰・虐待など権利侵害で苦しんでいる子どもたちを助けるために、自治体の条例でつくられる公的第三者機関です。18歳までの子ども(その自治体に居住、学校に通学、働いている)のことなら、おとなも相談できます。

オンブズパーソンは、子どもの問題に詳しい専門家です。家族や学校の先生とは違った立場で、相談に対応してくれます。

子どもの話をしっかり聴いて、秘密はかならず守ります。子どもにとって一番よい解決方法を子どもと一緒に考え、必要なときは家族や学校の先生などのおとなに子どもの気持ちを伝えて話し合うことができます。そして、子どもたちみんなが安心して暮らせるまちをつくるために、自治体の機関(学校、教育委員会など)に意見を言うこともできます。

小金井市にもオンブズパーソン制度があるといいですね。

前項(問21)で「その他」と答えた方、どんなことですか？

### 【専門家・講演会】

有名、著名人／意欲的に取り組んでいる講師などを呼んで、市民が自発的に学ぶ／地域での助産師や医師によるワークショップ／子育て支援施設で、保護者に教え方を教える／性教育が学校では行き届かない。市や行政が、専門家を頼んで講義や講習など、専門的に、わかりやすく行うべき／長年、性教育について実績と蓄積のある団体

### 【地域】

家庭、学校のほかに、地域／年上の先輩やおじいちゃんおばあちゃんから／子どもたちを取り巻く人々が、何気ない会話の中で性に関する大切な話をする／地域(社会)全体での性教育／専門家を中心とした地域の人たちの指導がある、場所作り／児童館などで、大人ではない年の近い先輩／地域でも気軽に話せる関係をつくる／学校以外にも地域で総力戦／一般団体／警察など公的な機関または非営利団体など／学校が当てにならないのと、家庭での性教育はなかなか難しい面もあるので、第三の場／公的なイベント

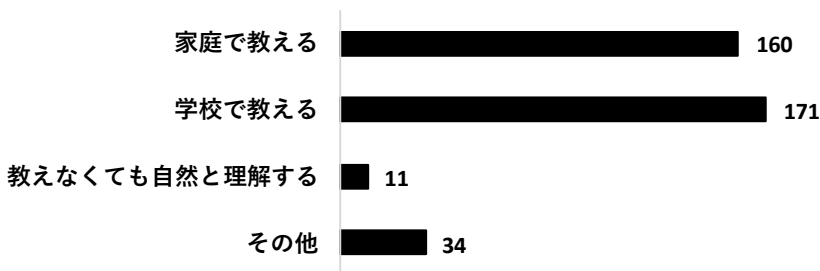
### 【インターネット】

インターネット上でも正しい知識が得られる方法を作る／ネットを駆使／情報化社会の今の時代、間違った情報も流れやすい／テレビや雑誌等で間違った価値観を植え付けるようなコンテンツをたれ流さないようにして

### 【その他】

家庭、学校で教えることも必要だし、教えなくても知ることはあるので、どれに限ったことでは無いと思う／自然と気づけるように、人としての尊厳を守って育てる／日本文化に触れながらもいいですね／社会全体の「普通」として表現していく(マスメディアなど含めあらゆる機会を通じて大人が責任を持って)／性教育以前の、嫌なことは嫌と言ってよ／早いうちから正しい教育をすると良いと思う／大人も一緒に学ぶ機会をもつ

21. 子どもの性被害や望まない妊娠などが問題になっていますが、性教育はどうしたらいいと思いますか？(複数回答可)



## 学校の性教育が変わる!?

東京都教育委員会は、2019年3月、教員向けの指導書「性教育の手引」の改訂版を公表し、学習指導要領の範囲を超えた授業の実施を初めて容認しました。中学校では「妊娠の経過は取り扱わないものとする」などとする指導要領の順守を強調した改訂前から方針転換し、手引の作成委員会では、「医師等の外部講師を活用することが効果的である」という方針を示しています。

手引は、小、中、高校と特別支援学校での性教育の考え方をまとめています。学習指導要領を超える授業について、都教委が昨秋から実施してきた産婦人科医による中学校でのモデル授業を例に、コンドームやピルでの避妊や人工妊娠中絶を含む授業の流れ、保護者への通知文案を掲載。授業を受けた生徒の94%が「役に立つと思う」と回答したアンケート結果も載っています。性の多様性にも初めて言及し、性同一性障害や性的指向などへの配慮を明記。改訂前の手引に、不適切な性教育として掲載した都立七生養護学校(現七生特別支援学校)などの例は削除されました。

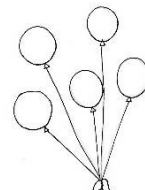
人間尊重の精神を基本とした人格の完成を目指して、児童・生徒の実態に応じた指導を展開できるよう、教員用の指導書として作成されています。

どの学校でも専門家の話を聞く機会を作り、子どもたちに正しい知識を身につけてほしいです。

東京都 性教育の手引  で検索!



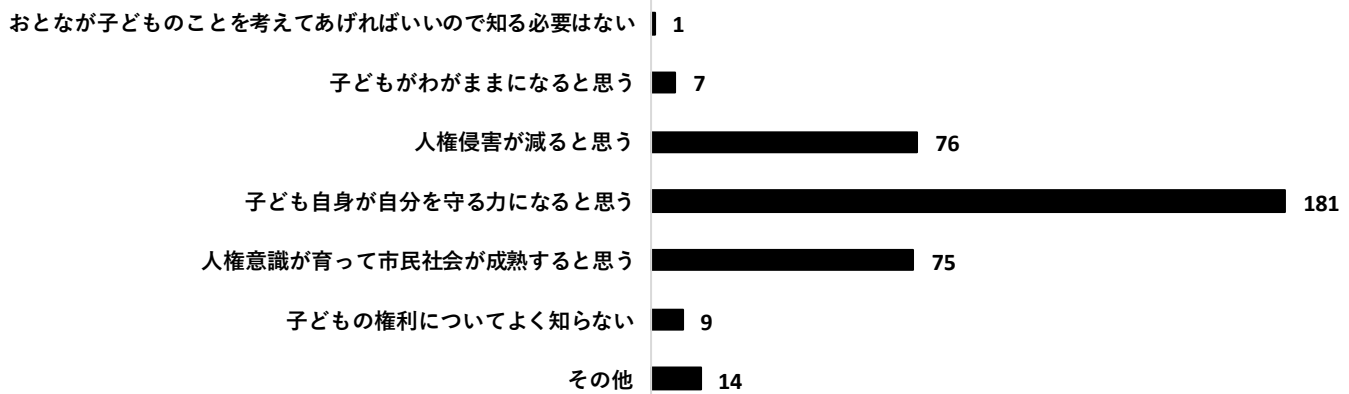
22. 「日本にいる子どもの7人に1人が貧困（相対的貧困）」  
というデータを知っていましたか？



23. あなたは、子どもの権利について学んだことがありますか？



24. 子どもたちが子どもの権利を知ることをどう感じますか？（複数回答可）



前項（問24）で「その他」と答えた方、具体的な内容を教えてください。

**【子ども自身】**

自分自身と向き合うきっかけになる／性格によるが、意見や意思をはっきり言える／自分は侵害されない権利があると言えるようになる／子どもを一人の人間と思えば当然知っておくべき／大人狩りとかでできそう／権利の主張と共に責任が生まれていること、理不尽な出来事もある中で、子どもの不安と権利を主張するだけの自分である努力のできる人になることが必要／自分以外の人権にも思いが及ぶ

**【おとなや周りの環境整備】**

子どもが権利を主張したとき、守ってあげられる環境づくり（おとなの理解、学校や市側の体制）が大切／わがままになると言われないよう曲解せずに理解できるようにしていく必要がある／リードするおとなが必要／子どもの権利を簡単に侵害できる立場であるおとながもっと積極的に学んでいかないと意味がない／学校はもちろん、塾や自治体、大人のいる場所で、何か訴える受け皿をきちんと作ってほしい

25. 小金井市では毎年公民館で「子どもの人権講座」が行われています。参加したことがありますか？



26. 子どもにとって人権侵害だなと思うのはどんなことですか？（具体的なエピソードをご記入ください）

**【虐待、いじめ、暴力】**

虐待(多数)／いじめ／暴力・言葉の暴力(複数)／レストランに家族で来ていた家庭の父親が娘に何を注文するのか確認した時に、声が小さいなどの理由で顔を叩いていた／我が子は、クラスの友達から、バイ菌扱いをされ、不登校になった／仲間外れ／本人の希望しない呼び名で呼ばれること／体罰 強い口調で叱られること 否定されること／じっくり考える時間を与えられないこと／朝礼などの式典で同じ行動をさせられること／なんでも競争させられること／信頼関係が成立していない中での過度な暴言／小学校の体育の授業で体操服の下に肌着を着用するのがダメというのは、本人が着たい場合には人権侵害になるんじゃないかと思う／養育者の権利の下にあること(野田市小四女児虐待事件など)／その子どもが嫌だと思うことをする／子どもに対し威圧的な言動をすること／馬鹿にするようなことばをかける

**【意見の封じ込め】**

子どもは黙っていない。子どもは口出し禁止／社会科の授業で、決まった答えに導かれたものを発表していた。つまらない／理由を聞かずに怒る／意見を言っても子どもの言うことだからと流してしまうこと／考えを聞いて貰えない／子どもの意見を聞かない(聞いて気持ちを受け止めた上で却下するのは除く)／子どもが気持ちや事情などを話そうとしても、甘えるなどが、言い訳をするなどと言われることがある／子どもの意見は、あまり重要ではない事項に関する事ばかり聞かれる／間違っているかもしれない子どもの意見を聞いてあげないこと





### 【大人の勝手な選択・強要】

柏市の事件 大人が知っているもみけした(自己保身のため)／いい子  
できる子になってほしいという教育／気持ちが尊重されにくいこと／子  
どものリスクをとる権利や失敗する権利が侵害されているのではない  
かと思う／大人の価値観を押し付けられること／やらされることが多く  
自発的な活動を制限されていること／遊ぶ権利がなかなか認められ  
ないこと／大人の都合でやるべきこと、行くべき場所などが決められて  
いること／時間を急がす大人からの圧力的な扱い／少年野球で子  
どもの実力が正当に評価されておらず、気に入られていない子どもの性  
格に影響があると感じた。監督やコーチがやりたいスタイルや勝ちにこ  
だわり、長時間にわたる練習をし、子どもが自分で考える力を奪ってい  
た。また親もそれが当たり前ととらえ、意見する人を排除していたこと  
／家庭教育、学校教育の基、親や教師の考えの押しつけがある時／  
日の丸、君が代の強制(卒業式、入学式)／道徳教育で一方向的価値  
をおしつけること／子どものペースで時間がかかるときに、大人が待て  
なくて代わりに結論を出したり、代行してしまうことがある／日大のア  
メフト部のように顧問の教師が絶対君主のようにふるまい、父母からも  
接待をうけているような感じだった／公立中学での制服の強要／部  
活動の強要／宿題の強要／子どものペースではなく、大人のペース  
で物事が進むこと／「道徳」の教科化…意図的なつくり話のような教  
材が多すぎる。自由に考えたり、発言したりする雰囲気知らず知らず  
損なわれる／子どもの行動を監視、必要以上に口出しする／大人の  
都合で子どもの自由をうばうこと／親やその他の大人が子どもの主  
導権を持つこと／勉強を強要され、罵倒される／無理やり学校に行か  
せること／いじめを訴えてもすぐに連絡が止まってしまうこと／子ども  
のプライベートな情報を保護者や教員によって他者に勝手に伝えられて  
しまうこと

### 【大人の勝手な選択・強要(家庭内)・教育虐待】

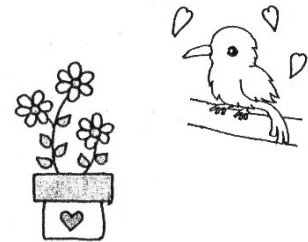
あなたのためと親のエゴでやりたくないことを強要すること／親が子ども  
を自分の所有物のように扱う／子どもの遊びや進学先など、子どもの  
人生を大人が選択すること／やらないならお小遣いあげないよ、な  
ど、子どもが自分ではどうしようもない部分を引き合いにだして、おど  
すこと／親の考えで友人関係を制限される／行きたくない習い事を辞め  
られない／自分が親と違う考え方の時に自分の気持ちを伝えることを  
躊躇ってしまうような環境／日常の様々な決定を先回りして親が暗黙  
のうちに選択させること／親の「子どものため」「良かれと思って」が度  
を越して、子ども自身が考えたり選択したりする機会を失わせていると  
き／親の都合で離婚し、環境を変えてしまうこと／小さい頃から習い  
事や勉強を親から押し付けられ、遊ぶ時間を奪われている(多数)／  
習い事など含めて、子どもだからという理由で親に決定権があること／  
親の過度な期待のために、勉強などを強いること／望まない習い事を  
毎日のように通わされていること／親の意思での早期教育／習いご  
と、塾で自由時間をうばっている

### 【環境】

園庭のない保育施設／子ども子育て支援制度(法)が施行されて4  
年。子どもの育つ環境が二の次三の次に考えられているような保育施  
設が次々とでき、採光が悪い、排気ガスがすぐの道路に面しているも  
許可されている／放課後、行く場所がないから、習い事などで時間を  
うめようとする／国分寺プレイステーションが移設するにあたり、失  
われる場所の議論や説明が不十分のまま、どんどんすすめてしま  
うこと。子どもが意見を言う場もない／学校において学級の人数が30  
人以上では、指導が一人一人にゆき届かない／学校でその子どもに  
合ったやり方で学習することが難しい／侵害と言いつけることは思  
いつかないが、不登校で学習の機会等を持ちにくくなった時の対応に柔  
軟性がない／自由に遊べる場がないこと／個性を認め受け入れ学校  
家庭地域で社会でくらすように

### 【その他】

学校でのいじめや物を盗むことは何のバツも受けないこと／幼稚園の  
ときに、子どもがママ達から虐めに遭い、子どもが心身病んで担任に  
相談した時に「いい経験ができましたね」とスルーされた／すぐに子  
どもや親に謝らせること 学校が守りに入っている。大人が子どもを育て  
ている、かもしれないけれど、大人が子どもにこんなにも助けられて  
いることを、無条件に母を愛してくれて、寄り添ってくれていること、大人  
を信頼してくれていることを考えてほしい／校則:(例)髪が生まれつき  
茶色っぽい子が黒く染めてこいと学校に言われて染めさせられた、と  
いうのを ニュースで聞いた／教育、学校の時間割が過密すぎる。疲  
れている／将来が心配。主体的に行動できなくなるのでは／細かな  
校則(緑中)／「子どもにとって」「おとなにとって」という区分けをする  
意味がよくわからない。大人に対して人権侵害と認められるものは子  
どもにとっても人権侵害である。逆も同様。具体的には「いじめ」などが  
挙げられると思うが、これはそもそも「強要」や「暴行」など刑法犯であり「学  
校へ行く権利の侵害」という観点以前の問題／子どもの権利の学習  
は、当然のことですが、大人が積極的に学習する必要があるのでは／  
虐待を訴える場所がないこと



27の回答は10ページになります ➡

28. 子どもの権利に関して、ご自分の街でどのような取り組みがありますか?ご存知でしたら具体的に教えてください。

乳幼児の母親向けに子どもの権利や憲法についての講座があった／  
地域のママたちが主催で性教育の座談会、講座／あまりない／形だ  
け作って中身が伴わない取り組みがある／活動している志ある女性  
たちが沢山いる／子どもの権利に関して活動している団体がある／子  
どもが自己開放できる居場所作りが徐々にすすんでいる／子どもの  
権利条例がある／子どもの塾では小金井子どもの権利条例を合宿で  
小4から高校生までが学び考え劇で発表するという取り組みをした(多  
数)／親業インストラクターが子育て広場にいる／日野市でも、子ども  
の権利に関する条例がある／日野市も昨年10周年で記念行事を  
行ったが、まだまだ浸透していない／練馬区にも子ども権利条例を!  
と活動されている方々がいるようだ／公民館の子どもの人権講座/  
市民団体が、プレーパークや子ども食堂など、子どもの権利を活かし

た活動をしている／保育関係の団体で学習会を開催した／近隣市で  
子ども達の下校時間に「外に出て子どもたちを見守ってください」という  
放送が流れている／市外だが公共図書館で「世界子どもの日」に合  
わせて「子どもの権利条約」等まつわる図書の展示を行っていた／  
国立市で以前子ども議会が年に1度ひらかれていた／住民みんなで  
子どもを見守りましょうという市からの広報が回覧板でまわってくる/  
いじめダイヤル／分からない



※記述欄については、個人が特定されないよう配慮し、類似のものは一つにまとめるなどしてできるだけ掲載しました

# 知って良かった！子どもの権利

子どもが生まれた喜び。一方、子育ての責任を考えると不安も感じます。その上、世間では、親次第だ、というようなメッセージも多くて不安が増します。けれど、子どもは親とは別の人間だし、子ども自身に育つ力があります。子どもの権利を知って、肩の力をぬいてみませんか？ アンケートにも、参考になる回答がたくさんあったのでご紹介します。

27. 子どもの権利を知って良かったと感じること、子育て・子育てに役立ったことがあったら教えてください。

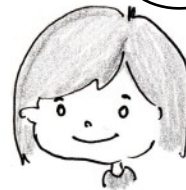
## 【子どもに対する姿勢・気持ちの変化】

子どもは所有物ではなく、親とは別のひとりの人間として尊重するようになった（多数）／兄弟姉妹を比べなくなった／親の理想を追わせることをあきらめなければと感じた／主義主張がある存在だと意識するようになった／親とは違う考え気持ちがある／頭ごなしの言い方、思い方の子育てを回避できた／子育ての指針にしている／子どもの側にたって考えられるようになった／子どもの言動を冷静にとらえる／子どものありのままを受け入れようと思う／子どもたちの将来が楽しみになった／子どもの「やりたい」を尊重している／選択の自由を与えている／そばで成長を見守れるという幸運に恵まれたという気持ちになった／子育てを楽しめるようになった／なるべく「自分がより弱い立場だったら」ということを考えるようになった／自分を大切にすることを伝えることの大切さを知った／子どもが自立&自律したおとなになるのを手助けするのが子育てだと理解／のっぼさんが子どものことを小さい人と呼んでいて、すごくいい考えだなと思い、赤ちゃんの頃から一人の人として尊重するようにした／子どもは親の所有物ではないとわかっていても、親の都合で物事を動かそうとしてしまうことがあり、気をつけなくてはと思う／先生の話だけを信じて子どもをわからないようにしている／子どもが子どもらしく、その人らしく生きることを自然に求めていることを見る度に、おとなも自分を生きることがどれほど重要かを教わっている／どんなに小さな子どもにも自ら育とうとする力があることや、その力をひき出すサポートをするのが大人の役割だと知ること、子どもとの向き合い方が楽になった

## 【親子の関係・子どもの変化】

子どもとともに育つのだという視点ができた／「子どもの人生は子どものもの」という意識を確立できたので、余計な干渉はせず、中高生になっても父親である私との関係も良好で、本当に良かったと思う／子どもの気持ちを受け入れることができるようになってから、子どもとの関係がよくなった／困ったときに、学校の先生に助けをもらうことができた／自分の意見を考えて、必要ならば伝えられる子になってきた／子ども自身が自尊感情を高め、他者の人権に気づけるようになったと思う／学校で聞いてきて、小中学生のときに子どもには子どもの権利があると強調していた

子ども観の変化!?



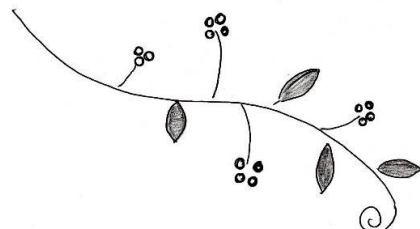
## 【きく・話す・伝える】

発言を根気よく待てるようになった／共感してから話す／もっと意見を聞いてあげたいと思う／できるだけ子どもの意見を聞くようにし、子どもの思い通りできない場合はできるだけ説明するようにした／人は誰かに相談するとき、わかってもらえる人を選ぶから、子どもも同様で、話を受け入れてくれる親がいれば精神的に落ち着く／子どもを叱りたい時に伝え方を考える／親の課題もわかりやすく説明すれば子どもの不安を和らげられる／指示ではなく伝え方を考える／親も我慢しないで気持ちや考えを伝える



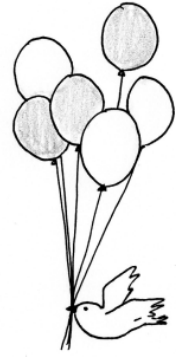
## 【自分の子ども時代】

子ども時代に親に支配されていることにとても不満があったので、「子どもの権利」があることを知ったときにはとても嬉しかった／自分が子ども時代にされて嫌だったことは嫌だと言ってもよかったのだ、自分が悪かったのではないと思えたので、子どもには同じ思いはさせない



### 【具体的な権利】

学校へ行くのは義務ではなく権利だと知ることができた／子どもには学ぶ権利が保障されていると知った／苦しい時は学校を休んでいいと積極的に思え、子どもにも言えた／子どもは休む権利があると知り、ガミガミ言うことが減った／子どもの権利条約を知った中学生のときは、義務教育下の身にとっては学校へ行くことを権利だと考える発想がなかった／子どもも、大人と同じ権利をすべて持っているとなんて思えた／子どもの人権を知ることができる、子どもの意見表明権があり、子どもの思想・自由があることも知れる／年齢制限のあるもの以外、憲法のほとんどのことが生まれればばかりの子から当てはまると知った



### 【その他】

子どもの権利に関わる話題を出すと、めんどうな人だと思って嫌われるだけ／最近の世の中の動向や法整備などの状況など知る機会が得られて良かった／全国でも同じように子どもの権利条約ができるとういと思う／特になし

こんな声もありました！

興味をもったので、積極的に知りたい！

もっと勉強したい！  
考えたい！

もう少し知識があれば、子どもが権利を侵害されたとき、活かせたと思う

そんな声にお応えして次ページでは専門家にも伺いました！ ➡

## アンケートを実施して ～これから私たちができること～

記述欄にもコメントをたくさんいただきました。中でも、Q27の【自分の子ども時代】の記述を読んで、心が痛みました。けれど、ご自分の心の中を整理できたから書いてくださったのでしょう。また、虐待事件が報じられた後、電話相談に「自分のされていることは虐待ですか？」と尋ねてきた子がいたという話を聞きました。どんなに辛くても、「自分が悪いから仕方ない」と思ったら声をあげられません。今もきっと、様々、本当は苦しまなくていいことで苦しんでいる子どもたちがいると思います。なぜ、子どもに子どもの権利があることを知らせないのでしょうか？予防できることがあるはずです。子ども自身が人として当然の権利を知ること、救われることがあるのではないのでしょうか？

Q26（人権侵害）のたくさんのコメントは、子どもたちのことを心配しているというメッセージでもあり、みんなで手をつなげば、深刻な状況になる前にできることがあるということの意味しているように思います。

自分にどう関係するのかよくわからないということもあるでしょう。例えば、学校の配布物には、子どもへの接し方や家庭学習のやり方に関するチェックリストがついているものもあるようです。それが親にとってプレッシャーになることはありませんか？そのため、子どもへの指示指導が増えたり、余計な親子バトルになるかもしれません。また、失敗しないよう先回りすることが増えると、子どもが主体的に考えたり経験する機会を奪うことになるかもしれません。もし子どもがぼんやり過ごしていたとして、それを無駄な時間と思うか豊かな時間だと思うか。子どもの権利を知っていたら発想が違ってきます。「子どもの時間」を大切にしたいです。まわりで、子育て・子育てをおおらかに見守ることも必要ですね。子どもの権利を知って良かったという方が大勢いて、心強く感じ、その声を是非参考にしてもらえればと思いました。

子どもの権利条約（第42条）や小金井市子どもの権利に関する条例（第5条）には、広報や普及について書かれています。また、「明日の小金井教育プラン」を見ると、「子どもの権利に関する条例の周知や人権教育に係る教職員研修」の実施と書かれています。人は影響し合います。学校でも条例のパンフレットを配るだけでなく、クラスで一緒に子どもの権利を学ぶことで、お互いの関わり方も変わっていくことがあるのではないのでしょうか。

是非、おとなも子どももみんなで子どもの権利を知って、子育て・子育てに役立てていきましょう。



# 子育てに役立てよう！子どもの権利条約の子ども観

安部 芳絵（工学院大学准教授）

## 子どもの権利条約って子育てと関係あるの？

子どもの権利条約を学んだあるママが「もっと早く子どもの権利条約を知っていたら、子育てがラクになったのに！」とつぶやいていました。これはいったいどういうことでしょうか。まずは、子どもの権利条約とその子ども観について考えることから始めてみます。

## 子ども観がちがえば、かかわり方もちがう

子ども観とは、子どもをどのような存在であると考えるか、ということです。子ども観がちがえば、社会やおとなの子どもへのかかわり方が変わってきます。このことから、子どもの権利を保障していく上で、どのような子ども観を有しているかが大きなポイントとなります。

それでは、子どもの権利条約の子ども観とはどのようなもののでしょうか。子どもの権利条約は、子どもにとって一番よいことをしようという国同士の約束事です。この「子どもにとって一番よいこと」を誰がどうやって決めるのかという点に条約の子ども観が現れています。

## 一番よいことは、子どもに聴いて子どもと共に

子どもの権利条約が採択されるまで、子どもにとって一番よいことはおとなや社会が決めていました。おとなはかつてみな子どもだったので、子どものことはおとなが決めても大丈夫だろうと思っていたのかもかもしれません。ところが、おとなが「よかれ」と思って決めたことが、子どもにとって一番よいことにつながらなかった例はたくさんあります。

子どもは親の所有物ではありません。同じ親から生まれたきょうだいであっても、感じ方・考え方は異なります。だから、おとなが「きっとこれが一番よいことにちがいない」と思ったことが、子どもにとっては一番ではないことも十分あり得ます。それでは、どうすればいいのでしょうか。

1989年、国連総会で子どもの権利条約が全会一致で採択されたことにより、子どもにとって一番よいこと（第3条子どもの最善の利益）は、子どもに聴いて（第12条子どもの意見の尊重）子どもとともに考えて決めようと変わっていきました。そこには、「保護の客体から権利行使の主体へ」という大きな子ども観の転換がありました。

子どもはおとなから保護されるだけの対象ではなく、自ら権利を行使する主体であるということが世界的な約束事で定められたのです。これこそが、条約の子ども観です。

## 思い通りにいかない子育て

最初にご紹介したママさんは「子どものことはすべて私が責任を負わなければいけないと思っていた」といいます。だから「あれはしちゃだめ、これもだめ」「遊んでばかりい

ないで勉強して」と子どもに要求するばかりでした。ところが、子どもは親の思い通りにはやってくれません。その結果「いうことをきかせられない自分はダメな親だ」「子育てが窮屈でつらい」と感じていたそうです。

しかし、子どもの権利条約を学んで子どもは親の所有物ではないこと、だから思い通りにいかないのは当たり前なんだと気づいたといいます。そこから「あなたはどう思う？」と問いかけるようになったそうです。

## 迷ったら、子どもに聴く

15年ほど前のお話です。第1子を出産し、助産院を退院する際、子育てが不安だったわたしは「何か困ったことがあったら相談してもいいですか」と助産師さんにたずねました。助産師さんは笑いながら「もちろん相談してもいいよ」「でも、私の考えが正解ではないよ。赤ちゃんのことは、赤ちゃんが一番知ってるよ」と言うのではないですか。

相談してはダメ、自分で考えなさいと言いたいものではありません。わからないことはどんどん誰かに聞いてみてください。そうすると、聴く相手によって答えがちがうことにあなたは気づきます。ここでもう一度「どうしたらいいんだろう」と悩むことになるのですが、そのときこそ、子どもに聴いて一番納得する言葉を探してみてもどうでしょうか。

でも赤ちゃんはしゃべれないから...という場合でも大丈夫。「聴く」という字には「耳」と「目」と「心」がなんと「十」個もあります。言葉だけではなく、目で観察し、その子の想いを汲み取ってみると、この子にとって一番いいことがなんなのかうっすらと見えてくるはずですよ。

子どもが1才なら親もようやく1才です。少しずつ、子どもの声を聴きながら子どもと一緒に親になっていきませんか。

## 安部芳絵先生プロフィール

専門は、子ども学、子どもの権利条約。  
社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員。  
著書に『子ども支援学 研究の視座』（2010学文社）、『災害と子ども支援』（2016学文社）他





# 子どもの育ちにとっての「なにげない時間」

## —子どもの権利条約第31条が提起する視点—

増山 均（早稲田大学名誉教授）

### 急かされる時間・「子ども期」の喪失

今から半世紀近く前、ミヒャエル・エンデは『モモ』（大島かおり訳、岩波書店、1976年）のなかで、日に日に貧しくなる現代人の生活に対して鋭い警鐘を発していた。

「仕事がたのしいとか、仕事への愛情をもって働いているかなどということは問題ではなくなりました。一むしろそんな考えは仕事のさまたげになります。だいじなことはただひとつ、できるだけ短時間に、できるだけたくさん仕事をする事です。」時間は貴重だ一むだにするな！時は金なり一節約せよ！の標語が工場や会社に掲げられているだけでなく医者診察室にも学校や幼稚園にも張り出され、だれ一人この標語から逃れられなくなっている。

さらにエンデは言う。「彼らは余暇の時間でさえ、すこしのむだもなく使わなくてはと考えました。ですからその時間のうちにできるだけたくさん娯楽をつめこもうと、もうやたらにせわしなく遊ぶのです」「時間をケチケチすることで、ほんとうはぜんぜんべつなのにかをケチケチしているということには、だれひとり気がついていないようでした。じぶんたちの生活が日ごとにますますなくなり、日ごとに画一的になり、日ごとに冷たくなっていることを」

『モモ』の出版から50年近くたった現在、わたしたちの生活と時間の感覚は当時と比べても比較にならないほど、気ぜわしく、あわただしいものになっている。無駄な時間を過ごすことなく、絶えず意味や価値を生む時間の過ごし方をしられ、時代の変化のスピード（時間の速さ）に素早く対応し、乗り遅れまいとせきたてられている。現代は、〈将来〉にそなえた行動・活動をすることに〈現在・いま〉をついやすことが求められ、進学のための準備、就職のための準備、老後のための準備と、つねに「準備することに人生の価値」を見出させられる時代になっている（内山節『子どもたちの時間』岩波書店、1996年）。

未来を拓いていくための積極的な準備というより、社会の激しい変化に取り残されることや自分と子どもの将来がみじめで苦勞の多いものになることを防ぐための防衛的な活動のための時間に縛られているのだ。子どもたちは、目の前の遊びに夢中になり没頭することができず、つねに将来の準備のための宿題や塾通いに時間が奪われている。今という時間を充実して生きることができないのは、主体的な生活の貧困であり、それは同時に「子ども時代」「子ども期」の喪失でもある。

### 子どもの権利条約が問いかけるもの

時間割通りに運営される学校生活にとどまらず、放課後の生活も、家庭の生活さえもますますせわしなく忙しくなって

いないだろうか。管理された時間、急かされた時間の中では生活づくり・自分づくりはできない。自らの時間を奪われ、生活そのものが貧しくなっているのは、親も教師も同じである。子どもより以上に大人そのものの生活と自分喪失の問題を問い直さねばならないのではないか。

親子ともども生活の中でのストレスが高まっている時代、子どもの健康な育ちにとって必要なのは、「のんびりする時間」や「気晴らしの時間」であり、大人によって価値づけられない時間の保障である。国連子どもの権利条約（1989年）には、その第31条に「休息・余暇、遊び・レクリエーション、文化的生活・芸術への参加の権利」が明記されているが、国連子どもの権利委員会が2013年に条約31条をどう理解すべきかを詳細に解説したジェネラルコメント（総合的解説・一般的意見）第17号を発表していることをご存知だろうか。そこには「子どもたちには、おとなによって決定・管理されない時間といかなる要求も受けない時間—子どもが望むのであれば基本的には『何もしない』時間—をもつ権利がある」とも書かれている。

親や教師は、「子どものために」「わが子の将来のために」と考えて、なるべく無駄な時間をなくして、次々に意味のある活動をやらせようとしがちだが、子どもには、「『何もしないこと』をする時間、」他者からその意味や価値を問われない時間（「子どもの時間」）をもつ権利があることを銘記すべきである。

勉強や遊びやスポーツなどのように目的のある活動時間だけではなく、目的が見えない・目的が定まらない「なにげない時間」を保障することも必要ではないか。親や教師が子どもの権利を深く理解することによって、その「なにげない時間」と「子どもの時間」が保障される。日々の生活の中に「なにげない時間」があってこそ、子どもの育ちは、心も体も健康なものになる。



### 増山均先生プロフィール

専門は、社会教育学、社会福祉学、子ども文化論。総合的視点から「子ども研究」を進めている。子どもの権利条約市民・NGOの会共同代表。著書に『「あそび・遊び」は子どもの主食です！』『ゆとり・楽しみ・アニメーション』『うばわないで！子ども時代—気晴らし・遊び・文化の権利』（共編著）他



## 学校での人権教育と子どもの権利

池田 賢市 (中央大学教授)

1948年に世界人権宣言が国連(国際連合)で採択された12月10日は毎年「世界人権デー」です。日本では、この日を最終日とする一週間を人権週間とし、さまざまな機関で人権意識の高揚を目指した活動が行われています。しかし、このことはあまり知られていません。

1993年には「人権教育のための国連10年」が定められ、日本もこれにしたがい人権と基本的自由の尊重を強めていくための行動計画をつくってきました。2000年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」も制定され、本来なら「人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動」が盛んになっていなければなりません。ところが、そういう教育を受けた実感のある人は少ないと思います。なぜでしょうか。

まず、人権教育が道徳教育と混同されているためでしょう。道徳教育では、各人の生き方や価値観に着目し、心の問題としていろいろなテーマを考えていきます。そこには公正や自由、自他の尊重などの項目があるので、「人権」を扱っているかに見えます。しかし、人権教育が着目するのは、偏見や差別等による人権侵害であり、それを生み出す社会構造の問題性です。道徳教育で扱うような優しさや思いやりで社会的課題を解決しようとする発想自体(優しくしてあげましょう、などという言い方に代表されるような)が差別的まなざしを正当化する温情主義として批判の対象になります。ですから、いくら道徳教育を一生懸命にやっても人権意識の高揚にはなりません。

つぎに、いま述べたように人権が道徳性の中に吸収されてしまっているために、人権尊重にとって大切なことが意識されません。それはいろいろな人の「声を聴く」ということです。学校教育に関して言えば、子どもたちの声を聴く、ということですが。これが国連の「子どもの権利条約」の核になっている部分です。子どもは保護の対象ではなく、権利主体として考え行動する存在でもあると位置づけた点にこの条約の意義があります。条約の第3条は「子どもの最善の利益」を目指して諸施策が取られていくことを求めています。では、いったい誰が最善であるかどうかを判断するのでしょうか。温情主義が蔓延している日本では、大人の側が子どものために思って「いろいろと考えてあげる」というスタンスになってしまいます。しかし、条約はその第12条で「意見表明権」を重要な権利と位置づけ、まずは子どもの話を聞いてみなければなりません。

ところが、この当たり前のことが学校のフィルターを通すと「わがまま」な子どもにしてしまうといつて否定的に受け止められてしまいます。意見を言うことはわがままなことでしょうか。「まだ子どもだからよくわかっていないのだ」と大人は言うかもしれません。これは子どもに対する差別的発言です。子どもからみれば自分に関するいろいろなことが自分抜きで決められていくわけです。わかったふりをされては困るわけです。

このことは、国連の障害者権利条約が策定されていく過程で着目された“Nothing about us without us”(私たち抜きに私たちのことを決めるな)という訴えと同じです。障害者は無力だから保護されなければならないとされ、自らの決定を許されてこなかったことへの痛烈な一撃です。保護主義による支配によって市民としての権利が奪われてきたわけです。

子どもも教師も相互に意見の交流ができれば、学校はそこに関わる全員にとって居心地のよい場となるはずですが。意見を言うことはわがままを通すことではなく、お互いに調整しながら多くの人がハッピーになる方法を考えるということです。このことで誰もが安心して生きていけるインクルーシブな社会の基盤がつくられていくはずですが。

### 池田賢市先生プロフィール

共生や人権をめぐる諸課題について研究。専門は、教育学。フランスにおける移民の子どもおよび障害児への教育政策。著書に『フランスの移民と学校教育』『教育格差』『「特別の教科 道徳」ってなんだ?』他



# スポーツを楽しむために

スポーツを習う場でも子どもたちはおとなから大きな影響を受けます。アンケートでは、指導者から子どもの権利を侵害された経験があるという回答が多数ありました。私たちおとなは、子どもたちの本当の気持ちや考えを尊重しているでしょうか？



怒られてばかりじゃ  
楽しくないよ～

決めつけないでよ

何やってんだ、何度も同じこと言わせるな！



勝つためにやってんだろ！



うまくプレー  
できないと、  
人としてダメなの？

やめちまえ！おまえなんかいない

ユニセフと、公益財団法人日本ユニセフ協会が、「子どもの権利条約」が採択された記念日2018年11月20日に、スポーツと子どもの課題に特化した、ユニセフとして初めての文書、『子どもの権利とスポーツの原則』（Children's Rights in Sport Principles）を発表しました。

出典：（公財）日本ユニセフ協会ホームページ

## 子どもの権利とスポーツの原則

遊びやスポーツには、子どもの心身の成長を促す大きな力があります。世界で最も多くの国と地域が締約する『子どもの権利条約』も、国や民族、性別、障がいの有無に関わらず、すべての子どもに、遊び、レクリエーションや休息の権利を認めています。しかしながら、世界各地で、暴力的な指導や子どもの心身の発達に配慮しない過度なトレーニングなど、スポーツが子どもに負の影響を与えるような問題が生じていることも明らかになってきています。

国内外の専門家の協力を得て作成した本原則は、国際スポーツイベントの開催を控えスポーツに対する関心が高まる中、スポーツが真に子どもの健全な成長を支え子どもの権利促進に寄与する社会となるよう、スポーツ団体、指導者、企業、学校、家庭を含め、スポーツに関わるすべての関係者のための行動指針を示します。

### <スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関・スポーツ指導者に期待されること>

1. 子どもの権利の尊重と推進にコミットする
2. スポーツを通じた子どものバランスのとれた成長に配慮する
3. 子どもをスポーツに関係したリスクから保護する
4. 子どもの健康を守る
5. 子どもの権利を守るためのガバナンス体制を整備する
6. 子どもに関わるおとなの理解とエンゲージメント(対話)を推進する

### <スポーツ団体等を支援する企業・組織に期待されること>

7. スポーツ団体等への支援の意思決定において子どもの権利を組み込む
8. 支援先のスポーツ団体等に対して働きかけを行う

### <成人アスリートに期待されること>

9. 関係者への働きかけと対話を行う

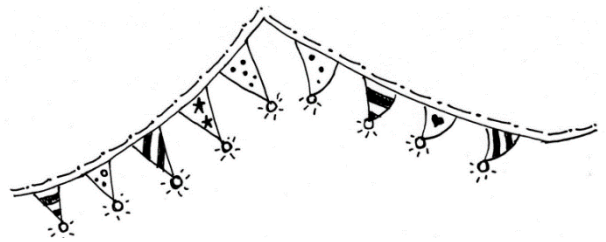
### <子どもの保護者に期待されること>

10. スポーツを通じた子どもの健全な成長をサポートする

出典：「子どもの権利とスポーツの原則」特設サイト  
<https://childinsport.jp/>

# もっと知りたい方へ

アンケートの回答の中に「このアンケートで興味をもったので、これから積極的に知りたいという、よい機会になった」と書かれていました。ほんとうに嬉しいコメントでした。



もっと知りたい方へ、KOKOぶらねっとのメンバーが、子どもの権利に関する読みやすそうな本を小金井市の図書館で探してみました。ご紹介します。

- |   |  |
|---|--|
| 『活かそう！子どもの権利条約』<br>喜多 明人／著 -- ポプラ社 -- 1997年                                       | 『はじめまして、子どもの権利条約』<br>川名 はつ子／監修 -- 東海教育研究所 -- 2017年 |
| 『イラスト版 子どもの権利 子どもとマスターする50の権利学習』<br>喜多 明人・浜田 進士・山本 克彦・安部 芳絵／著<br>-- 合同出版 -- 2006年 | 『ビジュアル版 子どもの権利宣言』<br>シェーナ出版社／編 -- 創元社 -- 2018年     |
| 『子どもによる子どものための「子どもの権利条約」』<br>小口尚子・福岡鮎美／文 -- 小学館 -- 1995年                          | 『よくわかる「子どもの権利条約事典」』<br>喜多 明人／文 -- あかね書房 -- 1995年   |
| 『子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約ハンドブック』<br>木附 千晶／著 -- 自由国民社 -- 2016年                           | 『わたしの人権 みんなの人権』(全6巻)<br>荒牧 重人／監修 -- ポプラ社 -- 2004年  |
| 『コルチャック先生 子どもの権利を求めて』<br>フィリップ・メリユ／原作 -- 汐文社 -- 2015年                             |  |

※50音順

## 子どもの権利条例をめぐる小金井市の現状

小金井市の子どもの権利に関する条例は、施行10年を迎え、小金井市議会でも動きがあります。2018年11月、小金井市内で活動している市民団体「いかそう！子どもの権利条例の会」の所属メンバーから、小金井市議会に「子どもの権利に関する条例を推進するための計画の策定と継続的な検証を求める陳情」と「子どもの最善の利益を保障する子どもオンブズパーソンの設置を求める陳情」が出され、11月19日の厚生文教委員会での採択後、11月29日の市議会本会議でも採択されました。その後、12月18日に2件の陳情書の主旨に沿い、条例を改正するため、小金井市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例案が、3名の議員から出されました。2019年1月29日、3月6日の厚生文教委員会で審議され、3月22日の本会議で継続審議になりました。今後、採択された陳情と条例改正案がどのようなものか、市民も是非注視していきましょう。



**KOKOぶれす vol.38**  
**KOGANEI**  
**子育て相談特集**  
**小中学生編**

- 相談窓口
- 相談体験談
- みんなの悩み等

無償配布中です。  
下記へお問い合わせください

### 表紙（イラスト）のメッセージ

大きな手と小さな手。子どもたちは一体何と手をつないでいるのでしょうか。その表情からどんな状況が想像できますか？小金井市で子どもの人権について学び始め4年目。子育て中の気持ちが楽になった一方で、知ったからこそその葛藤や迷いも感じます。子どもを大切にすることは、拙いイラストですが、話の種になれば幸いです。

この『KOKOぶれす vol.40』を読んだ感想をお寄せください  
mail: kokop510@yahoo.co.jp

### KOKOぶらねっとのミーティングに参加しませんか？

子育て・子育てのこと、いろいろ話しています。  
主に木曜日午前中。場所は市内公民館等。  
詳細はブログ・フェイスブックでお知らせします。

- 企画・発行：KOKOぶらねっと
- 取材・編集：KOKOぶれす vol.40制作委員会  
塚田昭子／福島真理／安部富代／阿部寛子／大竹ますみ／  
片平美乃里／千葉恵／山岸久美子／山崎美奈子／山崎あかね
- タイトルデザイン：関川真美子
- イラスト：片平美乃里
- 発行日：2019年6月6日 ●電話：080-4125-4003
- mail: kokop510@yahoo.co.jp
- ホームページ <https://kokop5jimdo.com/>
- KOKOぶるぐ <https://ameblo.jp/kokoplanet/>
- Facebook KOKOぶらねっと
- ※禁無断転載コピー◎KOKOぶらねっと

### 編集後記

今回も陰ながらの応援でした。お疲れ様！そしてありがとう！（安）／自分に関係ないと思わずに、子どもの権利に興味・関心を持ってほしいです（寛）／大学の社会学ゼミに参加。男女差別のテーマで参加は男子10に女子1（塚）／小さくても、大変な状況にいても、あなた自身を支える力になることを願って（真）／子どもたちに、子どもの権利を伝えたい！まずは大人から（め）／「地域のちょっとうるさいおばさん」にできることを模索中！（く）／かつて子どもだった彼女に頑張ってもらい、私は柱の陰で見守り（ゆ）／子育ては親育て。そして人権が守られる基本は平和な世界です（大）

KOKOぶらねっと  で検索！